

背景

- ・東京国際空港において航空機に燃料を供給する、三愛石油(株)がタンクを増設 ⇒ 2019年末に貯蔵・取扱量 9.7万 ⇒ 11.7万キロリットル
- ・10万キロリットルを超えることから、石油コンビナート等災害防止法（以下「石災法」）に基づく対応が必要

石災法に基づく主な対応

◆ 石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」）の指定（国が政令で指定）

災害の発生・拡大を防止するため、一体的な防災体制を構築すべき区域を指定

- **事業者の責務**（石災法第3条）
 - ・事業所における災害発生・拡大防止に万全の措置を講ずる
 - ・特別防災区域内のその他の災害の拡大防止に関して、必要な措置を講ずる
- **国と都の施策**（石災法第4条）
 - ・事業者の行うべき防災活動について助言・指導
 - ・特別防災区域に係る災害の発生・拡大の防止・災害の復旧のために必要な施策を講ずる



石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（平成30年8月31日政令第248号）

事業者（特定事業者※）の防災体制

- ・特定防災施設等（屋外給水施設、非常通報設備）の設置・維持
 - ・防災資機材等（消防車両、オイルフェンス等）の設置・維持
 - ・自衛防災組織の設置
 - ・自衛防災組織を総括する防災管理者等の選任
 - ・防災規程の策定 など
- ※特別防災区域内の事業者のうち石油等を大量に扱う事業者

行政機関等の防災体制

石油コンビナート等防災本部を設置し次の事項を推進

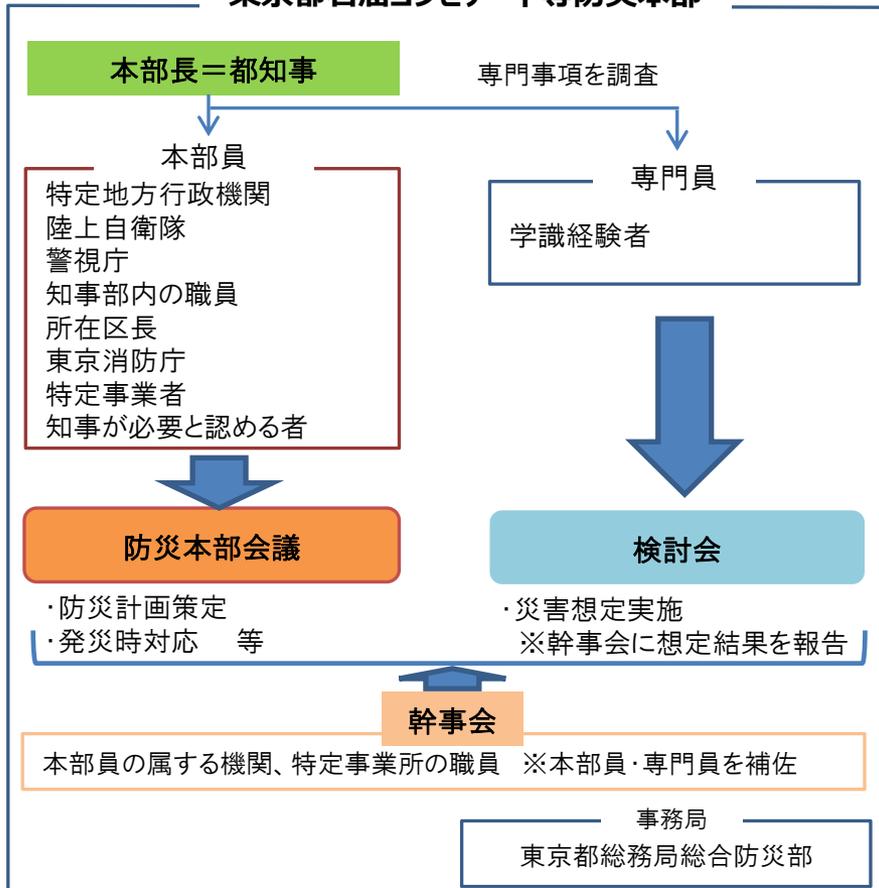
- ◎石油コンビナート等防災計画を作成・実施推進
 - ◎防災に関する調査研究
 - ◎防災に関する情報収集と関係者への伝達
 - 関係機関が実施する災害応急復旧に係る連絡調整
 - 石油コンビナート等現地防災本部に対する指示
 - 災害発生時の国の行政機関との連絡、他の道府県との連絡調整
 - ◎その他特別防災区域に係る防災に関する重要な事項の実施 など
- ◎事前対策 ●災害時対応 ●事前対策及び災害時対応

東京都における石油コンビナート等災害防止法への対応について

◆ 石油コンビナート等防災本部の設置

石災法に基づく東京都石油コンビナート等防災本部条例（平成30年10月15日公布施行）により設置
要件・・・都に1つ以上の特別防災区域がある場合に設置

東京都石油コンビナート等防災本部



石油コンビナート等現地防災本部

災害の発生・発生のおそれがあり、緊急・統一的な防災活動の実施が必要な場合に設置
※本部員のうちから本部長が指名

(参考) 石災法と災害対策基本法（以下「災対法」）との関係の概要図

